

問 戦後の改革―私学法の制定

● 私学法の制定をはじめとする戦後の私立学校制度の改革の内容、意義について説明してください。

答

一 戦後の教育改革

敗戦後、我が国の教育制度は、主として連合国最高指令部の指導の下に、急速かつ全面的に改革されることになりました。

具体的には、昭和二二年三月の「米国教育使節団報告書」と、これを受けて内閣に設置された「教育刷新委員会」からなされた多くの建議に基づいて改革が進められました。私立学校制度については、昭和二二年の教育基本法及び学校法の制定による改革と、昭和二四年の私学法の制定による改革の二大改革により、現行制度が確立しました。

二 基本法及び学校法の制定

基本法と学校法の制定により、我が国の教育の根本理念が定められ、六・三・三・四の新学制を中心とする学校制度が整備されましたが、私立学校制度については、次のような改革が行われました。

(1) 私立学校の公的性格を明示するとともに、設置者を特別の法人に限定すべきものとしたこと。

**問** 私立大学・学部・学科の設置認可と審査

● 私立大学等の設置認可に関する大学設置・学校法人審議会における審査について教えてください。

**答**

一 大学設置・学校法人審議会への諮問

私立大学、私立短期大学、私立大学の学部、私立短期大学の学科、私立大学の学部及び私立大学・私立短期大学の通信教育の設置を認可する場合には、文部科学大臣は、大学設置・学校法人審議会に諮問することとされています（学校法第五章等）。

二 大学設置分科会の審査の観点

大学設置分科会では、文部科学大臣の諮問を受けて、大学設置基準等に基づき、教育課程、教員組織、施設・設備等について、必要な要件を充足しているか否かの審査を行っています。

三 大学設置分科会の答申と設置認可

審査を行った結果、大学設置分科会から「可」の答申があった場合には、当該大学等の設置に係る学校法人寄

**問** 高等課程修了者の大学入学資格

● 専修学校高等課程（高等専修学校）の修了者のうち、大学入学資格が付与されるのは、どのような場合ですか。

**答**

一 高等課程修了者への大学入学資格付与

専修学校の高等課程のうち、文部科学大臣が指定した修業年限三年以上の課程の修了者については、大学入学資格が付与されています。これは、大学入学の機会を拡大するとともに、後期中等教育の多様化・活性化に資することを目的として、昭和六〇年九月に制度化されたものです（学校法第五六条、同法施行規則第六九条第三号、平成一七年文部科学省告示第一三七号）。

二 文部科学大臣指定の要件

文部科学大臣の指定の要件は、次のとおりです。

- ① 修業年限が、三年以上であること。
  - ② 卒業に必要な総授業時数が、二、五九〇時間以上であること。
- 以下の点にも十分留意すること。

## ○K工業技術専門学校懲戒解雇事件

(福岡高裁 平一七・九・一四判決 平一七(七)七六号、同三九〇号、同五七七号)  
(労働判例九〇三号六八頁)

- 一 専門学校教師に対する懲戒解雇が、解雇事由は存するが、解雇権の濫用であるとした一審判決を取り消し、請求を棄却した事例
- 二 学校から貸与されたパーソナルコンピュータを使用し膨大な件数の私的なメールを送受信し、その多くが勤務時間内に行われており、学校の服務規則に定める職責の遂行に専念すべき義務等に著しく反し、その程度も相当に重い。
- 三 発信元が学校のパーソナルコンピュータであることを推知し得るメールアドレスを用い、露骨に性的関係を求める内容のメールを送信し、第三者も閲覧可能な状態にあったので、学校の品位、体面及び名誉信用を傷つけるものである。
- 四 学校がパーソナルコンピュータの使用規程を設けていたか否かによって、その背信性の程度を異にするものといふことはできない。
- 五 以前に減給処分を受けたことがあり、出勤停止の措置が採られるまでの間、上司に対して謝罪や反省の弁を述べることなく、非違行為の程度及び教育者の立場にあったことからすれば、懲戒解雇はやむを得ない。
- 六 出勤停止は、処分を決定する前にされる暫定的な措置であって、もともと更なる処分が

されることを前提としているので、手続に違法な点はない。

控訴人（附帯被控訴人） 学校法人 K工業大学  
被控訴人（附帯控訴人） 甲 野 太 郎

（仮名）

第一 当事者の求める裁判

1 控訴の趣旨

主文第一項及び第二項と同旨

2 附帯控訴の趣旨

原判決主文第二項を次のとおり変更する。

控訴人（附帯被控訴人。以下「控訴人」という。）は、被控訴人（附帯控訴人。以下「被控訴人」という。）に対し、七五万六四〇七円、平成一六年二月五日限り九八万八一三二円、平成一七年六月一五日限り八七万八九二六円及び平成一六年一〇月から本判决確定に至るまで毎月二日限り四六万八五九二円を支払え。

3 被控訴人の原審における請求の趣旨

(1) 被控訴人が、控訴人に対し、雇用契約上の権利を有する地位にあることを確認する。

(2) 控訴人は、被控訴人に対し、平成一五年一〇月から本判决確定に至るまで、毎月二日限り四八万二五九二円、毎年三月一五日限り二万四二七〇円、毎年六月一五日限り九六万六六一

円、毎年一二月五日限り九一万三九一九円を支払え。

## 第二 事案の概要

1 本件は、控訴人の経営する専門学校に教師として雇用されていた被控訴人が、勤務中に職場のパソコンを利用して、いわゆる出会い系サイトに登録し、大量の私用メールのやり取りを続けていたなどとして、控訴人が被控訴人を懲戒解雇したのに対し、被控訴人が、これは解雇権の濫用であって無効であるとして、控訴人に対し、雇用契約上の地位の確認、未払賃金及び未払賞与の支払を求める事案である。

原審は、控訴人による懲戒解雇は解雇権の濫用であって無効であるとして、被控訴人の雇用契約上の地位を確認するとともに、未払賃金及び未払賞与の支払請求を一部認容したため、控訴人がこれを不服として控訴を提起し、被控訴人の請求を棄却する裁判を求めるとともに、原判決の仮執行宣言に基づいて支払った金員の返還等を求め、これに対して、被控訴人は附帯控訴を提起し、原審が棄却した分のうち平成一七年六月分の賞与についての請求の認容を求めた。

2 争いのない事実等、争点及びこれに関する当事者の主張は、当審において当事者が後記3のとおり主張を追加したほかは、原判決の「事実及び理由」の「第二 事案の概要」の「1 争いのない事実等」、「2 争点」及び「3 当事者の主張」に記載のとおりであるから、これを引用する（ただし、原判決三頁七行目（労判八八八号入以下同じ）五九頁右段六行目）の「出席」を「出勤」と、同五頁六行目（六〇頁左段二七行目）の「出席停止」を「出勤停止」とそれぞれ改める。）。

3 当審において当事者が追加した主張

(控訴人の主張)

原審は、控訴人に対し、被控訴人の未払賃金等の支払を命じるとともに、同部分につき仮執行宣言を付したため、控訴人は被控訴人に対し、控訴人が民法二六〇条二項の申立てを行う権利を留保したうえで、平成一七年一月二〇日、平成一六年十二月末日までに期限の到来した九九五万〇三一五円を支払った。

よって、控訴人は被控訴人に対し、民法二六〇条二項に基づき、上記金員の返還及びこれに対する平成一七年一月二一日から支払済みまで年五分の割合による損害金の支払を求める。

(被控訴人の主張)

(1) 控訴人が主張するとおり、控訴人が被控訴人に対し、九九五万〇三一五円を支払った事実は認める。

(2) 被控訴人の平成一七年六月分の賞与として、同月一日に八七万八九二六円が支払われるべきことが確定している。

第三 当裁判所の判断

1 原判決の引用部分

下記(1)及び(2)のとおり加除訂正したうえで、原判決の「事実及び理由」の「第三 当裁判所の判断」の1(1)及び(2)アにおける理由説示を引用する。

(1) 一四頁一行目から八行目(六三頁右段一五〇二五行目)までを「この間の平成一三年五月一